

令和5年度 市民税・県民税申告の手引き

令和5年度 市民税・県民税の申告期間は、令和5年2月16日（木）から3月15日（水）までです。
申告書に令和4年中のすべての所得・控除のほか、必要事項を漏れなくご記入の上、期限内に必ずご提出ください。また、申告書への記載方法がご不明な場合は、市役所等で行われる申告相談をご利用ください。

申告が必要な方

※2ページのフローチャートもご覧ください

令和5年1月1日現在、津山市内に住所を有し、令和4年中の所得状況が次に該当する方

1	事業所得（営業等・農業）、不動産所得、配当所得、雑所得（年金など）がある方 ※事業所得（営業等・農業）、不動産所得がある方は 収支内訳書 等を併せてご提出ください
2	給与所得がある方で次に該当する場合 ア 給与所得以外に各種の所得（事業所得、不動産所得、雑所得、配当所得など）があり、その所得が20万円以下の方 イ 日雇い・アルバイト等で、勤務先から「給与支払報告書」が津山市へ提出されていない方（勤務先の給与担当の方にご確認ください。）
3	配当割又は株式等譲渡所得割を差し引かれた方で、還付又は税額控除を受けようとする方 ※申告をされた場合、他の納税義務者の方の扶養親族として認定されなくなる場合や、国民健康保険等で保険料や医療費の自己負担が高くなる場合があります。…詳細は6ページ参照
4	医療費控除、寄附金控除等の源泉徴収票に記載されていない各種所得控除を受ける方
5	令和4年中は収入がなかったが、各種税証明、国民健康保険料の算定、公営住宅の手続き等が必要な方 ※収入が無かった場合の申告書の書き方については9ページをご覧ください

※ 申告が必要な所得を申告されていなかった場合、年度の途中から税額がかかったり、増額になる可能性があります。

※ 所得税の確定申告書を提出された方は、市県民税の申告の必要はありません。

申告に必要なもの

1	マイナンバーが分かるもの＋本人確認書類（下記①～③のいずれか） ① 個人番号（マイナンバー）カード ② 個人番号通知カード＋顔写真つき身分証明書（運転免許証、パスポートなど） ③ 個人番号が記載された住民票の写し＋顔写真つき身分証明書（運転免許証、パスポートなど）
2	各所得の計算に必要な書類（ご自身の所得内容に応じてご用意ください）…詳細は6ページ参照 ア 給与・公的年金等の源泉徴収票 イ 営業・農業・不動産所得等の、収入金額と必要経費をまとめたもの（収支内訳書、帳簿書類等） ウ 個人年金、生命保険等満期金、外交員報酬、原稿料等の支払調書
3	各種控除を受けるために必要な書類（受けたい控除内容に応じてご用意ください）…詳細は7ページ参照 ア 医療費控除の明細書（医療を受けた人ごと病院ごとに、医療費の合計金額を計算したもの） イ 地震保険、生命保険の控除証明書（保険会社から発行されます） ウ 災害関連費や寄附金の領収書、証明書 エ 障害者手帳、障害者控除対象者認定書（高齢介護課にて発行）

申告の手引き、市民税・県民税申告書、医療費控除の明細書等は、津山市のホームページにも掲載しています。津山市公式サイト内「★個人住民税に関する様式集」のページをご覧ください。

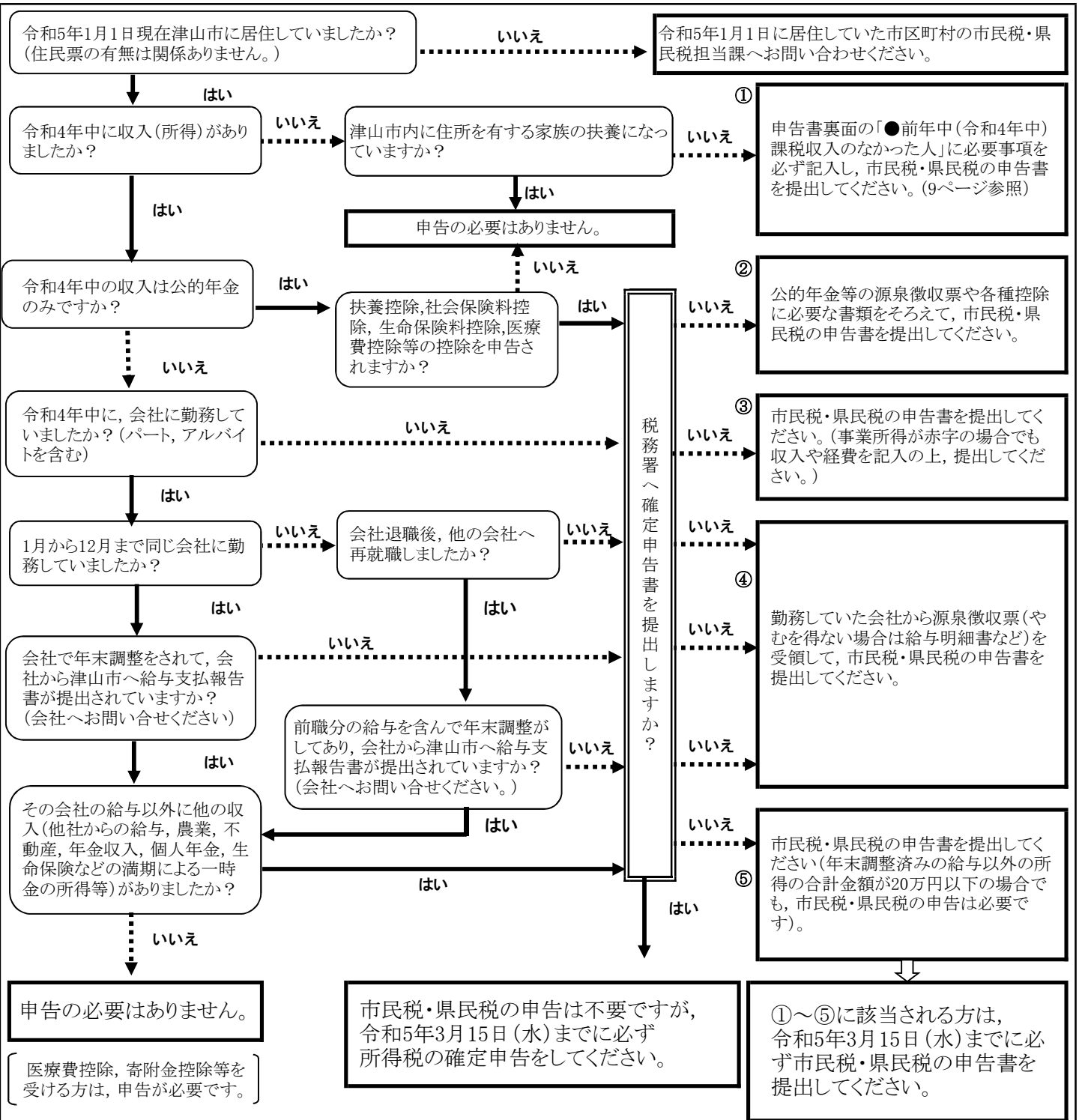
＜お問合せ先・申告書提出先＞

〒708-8501 岡山県津山市山北520

津山市税務部課税課市民税係（本庁2階3番窓口）

電話 0868-32-2015（直通）

【市民税・県民税申告書を提出しなければならない人】



【所得税の確定申告の必要がある方】

- 所得税を納付する人、還付を受ける人
- 2か所以上から給与がある人(従たる給与収入額が20万円を超える人)
- 給与の収入金額が2,000万円を超える人
- 給与所得者で、給与以外の所得(営業、農業、不動産、生命保険の一時金等)の合計金額が20万円を超える人
- 公的年金等収入の合計額が400万円を超える人
- 公的年金等収入の合計額が400万円以下で、その他の所得が20万円を超える人 など

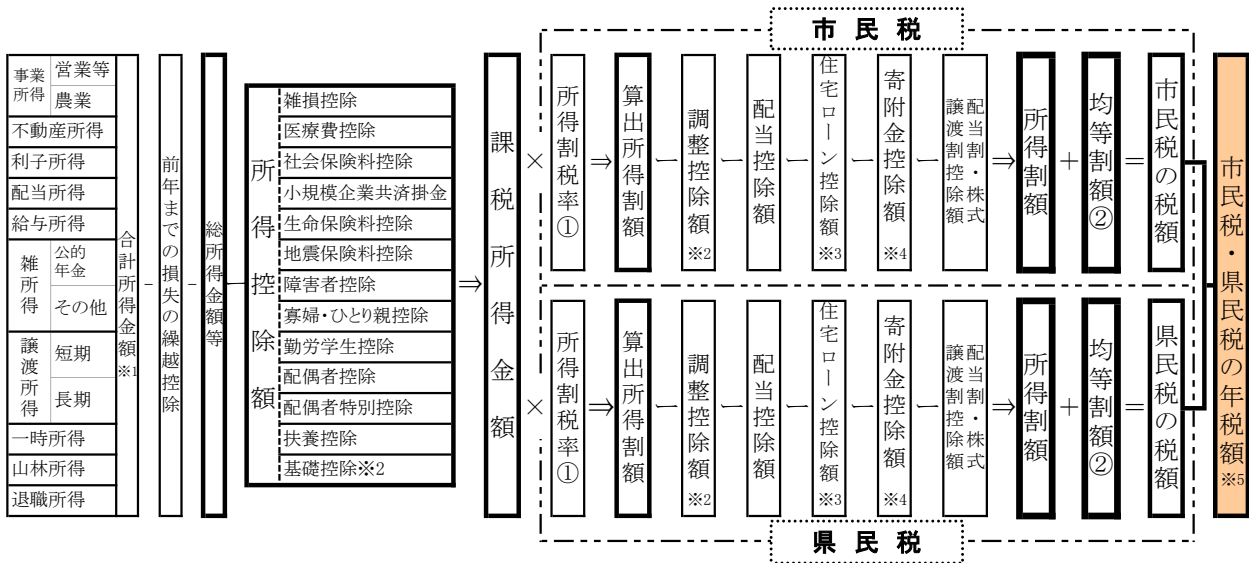
次の申告をされる方は税務署にご相談ください(税務署での申告には事前予約が必要です)

- 雑損控除の申告
- 青色申告
- 山林所得の申告
- 営業所得の申告
- 住宅ローン控除(初年度)の申告
- 土地・建物等を譲渡した方の申告
- 準確定申告
- 不動産収入が100万円以上の申告
- 過年分の申告
- 大工や左官等で給与明細のない方の申告

※税務署への相談は事前予約制です。
〒708-8657 津山市田町67番地
TEL 0868-22-3147

【市民税・県民税の税額計算のしくみについて】

市民税・県民税には、住民の方に均等に負担していただく**均等割**と、所得に応じて負担していただく**所得割**（前年の所得金額を基礎として計算します。）とがあり、市民税と県民税をそれぞれ計算したその合計が年税額となります。



※1 給与所得が有る場合で、所得金額調整控除の適用となる場合は、控除後の給与所得額を合計所得金額に算入します。

※2 合計所得金額が2,500万円を超える場合は控除額は0円となります。

※3 対象となるのは、所得税における住宅借入金等特別控除の適用があり（ただし、平成24年から令和7年12月31日までの入居者に限る）、控除可能額が控除適用前の所得税額を超えている方です。

※4 平成21年度から寄附金控除は所得控除から税額控除に変わりました。

※5 市民税・県民税は、以下の基準に該当する場合は非課税となります。

非課税判定	その年1月1日現在において、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方又は障害者・未成年者・寡婦または、ひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の方
-------	--

非課税判定	扶養控除がない場合	扶養控除がある場合
均等割	合計所得金額の合計 ≤ 38万円	合計所得金額 ≤ 28万円 × (扶養人数 + 1) + 10万円 + 168,000円
所得割	総所得金額等の合計 ≤ 45万円	総所得金額等の合計 ≤ 35万円 × (扶養人数 + 1) + 10万円 + 32万円

※配偶者特別控除の対象者は、扶養人数に含まれません

①所得割の税率

課税所得	市民税	県民税
一律	6 %	4 %

※所得割額＝課税所得金額×税率

(注)分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。

②均等割の税額

市民税	3,500 円
県民税	2,000 円

※県民税均等割のうち500円は、「おかやま森づくり県民税」としてご負担いただくものです。

【給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法について】

あなたが給与所得者であり、かつ特別徴収（市民税・県民税を給与から天引きして納税する方法）の対象となる場合、令和5年4月1日において、65歳以上の方は給与・公的年金等に係る所得以外の所得、65歳未満の方は給与所得以外の所得に対する市民税・県民税について、希望する納付方法（「給与から天引き」又は「自分で納付」）を選択することができます。

年 齢 (令和5年4月1日時点)	【各々の所得に係る令和5年度市民税・県民税の納付方法】		
65歳以上	給与から天引き (特別徴収)	公的年金等から天引き (特別徴収)※	A. 給与から天引き (特別徴収) B. 自分で納付 (普通徴収) } 選択
65歳未満		A. 給与から天引き B. 自分で納付	(特別徴収) (普通徴収) } 選択

※市民税・県民税が公的年金等からの特別徴収の対象とならない方につきましては、普通徴収で納めていただくことになります。

申告書の書き方 (記載例)

※様式は変更になる場合があります

①個人番号、現住所、令和5年1月1日現在の住所、氏名、フリガナ、生年月日、電話番号等を記入してください。

表面

④各控除の支払額を記入してください
(7ページ参照)

⑤各控除の対象となる方の氏名・生年月日・続柄・個人番号を記入してください
(8ページ参照)

②各所得の支払額を記入してください
(6ページ参照)

所得金額調整控除の適用を受ける場合は、給与所得控除後の額から所得金額調整控除額を引いた後の数字を記入してください

③各所得の所得額を記入してください
(6ページ参照)

⑥各控除の控除額を記入してください
(7ページ参照)

セルフメディケーション税制の適用を選択する場合は、区分欄に「1」と記入してください
(9ページ参照)

3ページ参照

令和5年度 市 民 税 申 告 書		整理番号
津山市長 殿	現住所 津山市山北520番地	業種又は職業
提出年月日 年 月 日	1月1日現在の住所 フリガナ 同上	電話番号 0868-32-2015
氏 名 津山 太郎	個人番号 1 4 1 4 2 1 3 5 6 2 3 7	
生年 明・大(昭和) 35・2・22 世帯主の氏名 津山 太郎	続柄 本人	
⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類 支払った保険料	
	国民健康保険 90,000	
	介護保険 10,200	
	国民年金 39,900	
	合 計 140,100	
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計 旧生命保険料の計	
	69,600 円	
	新個人年金保険料の計 旧個人年金保険料の計	
	120,000 円	
	介護医療保険料の計	
	72,000 円	
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計 旧長期損害保険料の計	
	60,000 円	24,000 円
⑰ 障害者控除	障害者の氏名 津山 一郎 障害の程度 3 級	
⑱ 配偶者控除	配偶者の氏名 津山 花子 生年月日 明・大(昭和) 37・5・5	
⑲ 扶養控除	扶養者の氏名 津山 一郎 生年月日 明・大(昭和) 9・11・9 同居・別居の区分 同居 続柄 父	
⑳ 基礎控除	基礎控除額 38 万円	
㉑ 雑損控除	雑損の原因 損害を受けた資産の種類 損害金額 保険金などで補填される金額 差引損失額のうち災害関連支出の金額	
㉒ 医療費控除	支払った医療費等 250,000 円 保険金などで補填される金額 30,000 円	
1 収入金額等	事業 営業等 ア 421,000 農業 イ 212,000 不動産 ウ 利子 エ 配当 オ 240,000 給与 カ 2,400,000 公的年金等 キ 2,040,000 雑 業務 ク その他 ケ 480,000 総合譲渡 短期 コ 長期 サ 一時 シ 125,000	
2 所得金額	事業 営業等 ① 農業 ② 不動産 ③ 利子 ④ 配当 ⑤ 給与 ⑥ 公的年金等 ⑦ 雑 業務 ⑧ その他 ⑨ 合計 (⑦+⑧+⑨) ⑩ 総合譲渡・一時 ⑪ 合計 ⑫	
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 ⑬ 140,100 小規模企業 共済等掛金控除 ⑭ 生命保険料控除 ⑮ 70,000 地震保険料控除 ⑯ 25,000 寡婦、ひとり親控除 ⑰ 勤労学生、障害者控除 ⑱ 配偶者控除 ⑲ 配偶者特別控除 ⑳ 扶養控除 ㉑ 基礎控除 ㉒ ⑬～㉒までの計 ㉓ 雑損控除 ㉔ 医療費控除 ㉕ 合計 (㉓+㉔+㉕) ㉖	
5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法	□ 給与から差引き(特別徴収) ☒ 自分で納付(普通徴収)	

令和4年中に収入が無かった方は、9ページをご覧ください

裏面

裏

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
農業		421,000 円	209,000 円	

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
上場配当	〇〇銀行	4・8	240,000 円	0 円
		・		
		・		
		・		

外国所得稅額	
--------	--

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
個人年金	〇〇郵便局	480,000 円	292,000 円

総合課渡		収入金額		必要経費		特別控除額		所得金額	
		短期 長期	円	円	円	円	円	円	
一時		3,125,000	2,500,000	625,000	500,000	125,000			
右上のイの金額を表面のイに、ロの金額を表面のロに、ハの金額を表面のハに記入してください。						イ+[(ロ+ハ)×1/2]		62,500	
右のロの金額を表面のロの取得金額欄に記入してください。									

右上のイの金額を表面のケに、ロの金額を表面のコに、ハの金額を表面のサに記入してください。
右のニの金額を表面の⑧の所得金額欄へ記入してください。

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額	P
損益計算の特例適用前 の不動産所得		P
事業用資産の 減価償却など	資産の種類 損失額・被災損失額(白)	P
前年中の 開廃業	開始・廃止 月	E
☐ 他都道府県の事務所等		

所得税における青色申告の承認の有無	承認あり・承認なし	合計額
-------------------	-----------	-----

[illegible]

15 寄附金に関する事項

都道府県・市町村分(特例控除対象)		10,000
住所地の共同募金会、日本赤十字社・ 都道府県・市区町村分(特例控除対象以外)		
条指指定分	都道府県	
	市区町村	

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

フリガナ		続柄		生年月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に該当する場合	級・度	別居の場合の住所	
氏名									
個人									

●前年中(令和4年中)課税収入のなかった人は下の欄に記入してください。(非課税証明書等の発行や国民健康保険料の算定の際の資料となります。)

- (1)あなたが学生の場合(令和5年1月1日現在)記入してください。)

学校名	〇〇大学	2	年	在学(卒業見込)	年	月)
-----	------	---	---	----------	---	----

(2)あなたが誰かに扶養されている場合(仕送りを受けている場合も含む。)

住所	津山市北三ノ宮	電話番号	32-2015
氏名	津山 三郎	続柄	父
氏名	津山 三郎	続柄	父
氏名	津山 三郎	続柄	父

(3)失業者で雇用保険(失業保険)を受給していた場合

受給期間	4年	1	日から	4年	9	月	31	日まで	受給額	600,000	円
------	----	---	-----	----	---	---	----	-----	-----	---------	---

(4)各種福祉年金、障害年金、遺族年金、公的扶助料、その他手当等を受給していた場合

種別	遺族年金	受給先	日本年金機構	年間受給額	1,100,000	円
----	------	-----	--------	-------	-----------	---

(5)その他参考事項(昨年の生活状況などを書いてください。)

就労活動のため、貯蓄により生活していた

令和4年中に公的年金等以外の雑所得(生命保険契約等に基づく年金, 郵便局の年金保険, 原稿料, 印税等)があった場合に記入してください。

令和4年中に営業車
両、機器用具、書画
等の譲渡や生命保険
契約等に基づく一時
金、損害保険契約等
に基づく満期返戻金
等の一時所得があつ
た場合に記入してく
ださい。

別居している扶養親族を扶養控除として申告された場合は扶養親族の方の氏名と住所を記入してください。

令和4年中に支払った寄附金があった場合に、寄附金額を記入してください。
※必ず寄附金の受領証を添付してください

9ページをご覧ください。

【『1収入金額等(ア～シ)』と『2所得金額(①～⑨, ⑪)』について】

1 収入金額等(ア～シ)			2 所得金額(①～⑨, ⑪)		必要書類
事業	営業等	ア	①	所得金額＝ア 収入金額－必要経費 ※ 必要経費は、商品原価、租税公課、水道光熱費、通信費、広告宣伝費、修繕費、消耗品費、減価償却費、給与賃金などです。	一般用 収支内訳書
	農業	イ	②	所得金額＝イ 収入金額－必要経費 ※ 必要経費は、種苗費、肥料費、農薬衛生費、飼料費、雇人費、及び農具、牛馬、果樹などの減価償却費などです。	農業所得用 収支内訳書
不動産	ウ	③	③	所得金額＝ウ 収入金額－必要経費 ※ 必要経費は、修繕費、減価償却費、損害保険料、固定資産税、借入金の利子などです。	不動産所得用 収支内訳書
利子	エ	④	④	所得金額＝エ 収入金額	
配当	オ	⑤	⑤	所得金額＝オ 収入金額－必要経費 ※ 必要経費は、その株式を購入するために借り入れた借入金の利子などです。	配当の支払報告書や年間取引報告書など
		法人から受ける利益配当、剰余金の分配、基金利息及び投資信託等の収益の分配による所得を記入してください。 ＜申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」にもご記入ください。＞ ※ 住民税が特別徴収(天引き)されている配当等については、原則として申告は不要ですが、申告される場合は、総合課税又は申告分離課税のどちらかを選択することができます。 ◎ 上場株式等に係る所得について、確定申告書(所得税)と市民税・県民税申告書(個人住民税)とで、それぞれ異なる課税方式を選択できます(令和6年度以降については、所得税と一致させる必要があります)。異なった課税方式を選択するためには、市民税・県民税納税通知書の送達までに、確定申告書とは異なる内容の市県民税申告書の提出が必要となります。 市県民税申告において、上場株式に係る所得を除いて申告することで合計所得に含まれなくなり、国民健康保険料等の計算に影響する場合があります。ただしその場合、配当割および株式譲渡割の還付は受けられません。 ＜申告される場合は、裏面の「14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」の配当割額控除額の欄に特別徴収(天引き)されている配当割額を記入してください。＞			
給与	カ	⑥	⑥	算出方法については、下記の表1を参照してください。	源泉徴収票 又はその写し
雑	公的年金等	キ	⑦	公的年金等に係る雑所得への換算については下記の表2を参照してください。 ※ 換算した公的年金等に係る所得金額は、その他の雑所得と合算して所得金額の雑の欄に記入します。	源泉徴収票 又はその写し
	業務	ク	⑧	所得金額＝ク 収入金額－必要経費 ※ 必要経費は、所得を得るために支払った用具購入費、交通費等です。	
	その他	ケ	⑨	所得金額＝ケ 収入金額－必要経費 ※ 必要経費は、所得を得るために支払った、掛金、交通費等です。	支払報告書 又はその写し
総合譲渡				※1 必要経費は、取得費や譲渡費用などです。 ※2 短期及び長期譲渡所得を合わせて50万円(所得額が50万円まではその額)です。短期及び長期譲渡所得がある場合は、まず短期の譲渡益から差し引きます。	
	短期	コ	⑪	総合短期譲渡所得＝コ 収入金額－必要経費※1－特別控除額※2	
	長期	サ		総合長期譲渡所得＝サ {収入金額－必要経費 ※1－特別控除額 ※2 }×1/2	
一時	シ	⑪	⑪	一時所得＝シ {収入金額－必要経費 ※3－特別控除額 ※4 }×1/2 ※3 必要経費は、その収入を得るために直接要した経費(掛金等)です。 ※4 50万円(所得額が50万円未満はその額)です。	生命保険契約等 に基づく一時金、 損害保険契約等 に基づく満期返戻 金等の支払調書

※分離課税所得等のある場合

土地・建物等の譲渡に係る所得、株式等の譲渡に係る所得、申告分離課税を選択した上場株式等の配当等に係る所得、先物取引に係る雑所得は分離課税の対象となります。また、山林所得は分離課税用の申告書での申告となります。これらの所得を申告される方は、別途「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をご請求ください。

表1 【給与所得速算表】

給与等の収入金額の合計額(A)	給与所得金額
～ 550,999 円	0 円
551,000 ～ 1,618,999 円	(A)－55万 円
1,619,000 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 ～ 1,799,999 円	(A)を4で割って千円未満切捨て ×4×0.6+10万 円
1,800,000 ～ 3,599,999 円	×4×0.7－8万 円
3,600,000 ～ 6,599,999 円	×4×0.8－44万 円
6,600,000 ～ 8,499,999 円	0.9(A)－110万 円
8,500,000 ～ 円	(A)－195万 円

表2 【公的年金等所得速算表】

受給者の年齢	公的年金等の収入金額(B)	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 (昭和33年1月2日以降)	～130万円未満	(B)－60万円	(B)－50万円	(B)－40万円
	130万円以上～410万円未満	0.75(B)－27.5万円	0.75(B)－17.5万円	0.75(B)－7.5万円
	410万円以上～770万円未満	0.85(B)－68.5万円	0.85(B)－58.5万円	0.85(B)－48.5万円
	770万円以上～1000万円未満	0.95(B)－145.5万円	0.95(B)－135.5万円	0.95(B)－125.5万円
	1000万円以上～	(B)－175.5万円	(B)－195.5万円	(B)－185.5万円
65歳以上 (昭和33年1月1日以前)	～330万円未満	(B)－110万円	(B)－100万円	(B)－90万円
	330万円以上～410万円未満	0.75(B)－27.5万円	0.75(B)－17.5万円	0.75(B)－7.5万円
	410万円以上～770万円未満	0.85(B)－68.5万円	0.85(B)－58.5万円	0.85(B)－48.5万円
	770万円以上～1000万円未満	0.95(B)－145.5万円	0.95(B)－135.5万円	0.95(B)－125.5万円
	1000万円以上～	(B)－195.5万円	(B)－185.5万円	(B)－175.5万円

【『3 所得から差し引かれる金額に関する事項』と『4 所得から差し引かれる金額』について】

所得控除の種類		所得控除の内容・控除額		必要書類
社会保険料控除	⑬	内容	令和4年1月から12月までに国民健康保険料や国民年金等の保険料及び掛金(あなたと生計を一にする親族が負担すべきものを含む。), 介護保険料又は給与から差し引かれた社会保険料(健康保険, 厚生年金, 雇用保険)を支払ったときの控除です。 ※年金から特別徴収されている社会保険料は, 年金受給者自身が支払ったものであるため, 他の人の社会保険料控除とすることはできません。	領収書, 証明書等
		控除額	支払った保険料全額	
小規模企業共済等掛金控除	⑭	内容	令和4年1月から12月までに第一種共済契約の掛金や, 心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払ったときの控除です。	支払った掛金額の証明書 又は領収書
		控除額	支払った保険料全額	
生命保険料控除	⑮	内容	令和4年1月から12月までにあなたやあなたの配偶者等を受取人とする一般の生命保険・個人年金保険・介護医療保険の掛金を支払ったときの控除です。	生命保険料控除証明書 ※ 給与と所得者で既に年末調整の際に給与所得からの控除を受けた場合については添付の必要はありません。
		控除額	算出方法については, 下記の表1を参照してください。 ※控除額の計算は旧契約分と新契約分とで異なります。 ①旧契約分…平成23年12月31日までに契約された保険契約 ☞旧一般生命保険・旧個人年金保険 ②新契約分…平成24年1月1日以降に契約された保険契約 ☞新一般生命保険・新個人年金保険・介護医療保険	
地震保険料控除	⑯	内容	令和4年1月から12月までにあなたが地震保険の掛金を支払ったときの控除です。平成20年度から損害保険料控除は廃止されましたが, 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険(保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの)は, 経過措置として地震保険料控除の対象とすることができます。	領収書, 証明書等 ※ 給与と所得者で既に年末調整の際に給与所得からの控除を受けた場合については添付の必要はありません。
		控除額	算出方法については, 下記の表2を参照してください。	
所得控除の種類		所得控除の内容		控除額
寡婦控除	⑰	ひとり親に該当せず, 次のいずれかの要件に該当するもの ① 夫と離婚した後婚姻していない人で, 扶養親族を有しており, 令和4年中の合計所得金額が500万円以下の場合。(死別, 離婚等の項目に印をしてください) ② 夫と死別後婚姻していない人または夫の生死が不明の人で, 令和4年中の合計所得金額が500万円以下の場合。(扶養親族がいなくても該当します)		26万円
ひとり親控除	⑱	現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死が不明の人で, 次の要件を満たすもの ① その者と生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除き, 前年の総所得金額等の合計額が48万円以下の者に限る)を有すること ② 前年の合計所得金額が500万円以下であること ③ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと		30万円
勤労学生控除	⑲	あなたが学生(専修学校, 職業訓練校などを含む。)で, 令和4年中の合計所得金額が75万円以下, かつ, 給与所得等以外の所得が10万円以下の場合の控除です。		26万円

表1【生命保険料控除計算表】

支払った保険料の合計額(A)		控除額
各控除ごとに計算	旧契約	～15,000円 (A)の全額
		15,001円～40,000円 (A)×1/2+7,500円
		40,001円～70,000円 (A)×1/4+17,500円
		70,001円～ 一律に35,000円
	新契約	～12,000円 (A)の全額
		12,001円～32,000円 (A)×1/2+6,000円
		32,001円～56,000円 (A)×1/4+14,000円
		56,001円～ 一律に28,000円
	両方	それぞれの方法で計算した金額の合計額(最高28,000円)
一般生命・介護医療・個人年金の控除額の合計額(最高70,000円)		

表2【地震保険料控除計算表】

支払った保険料の合計額(A)		控除額
地震	～50,000円	(A)×1/2
	50,001円～	一律に25,000円
旧長期	～5,000円	(A)の全額
	5,001円～15,000円	(A)×1/2+2,500円
	15,001円～	一律に10,000円
両方	それぞれの方法で計算した金額の合計額(最高25,000円)	

○寄附金税額控除について
寄附金税額控除を受けられる方は、申告書裏面「15寄附金に関する事項」に区分ごとに寄附金額を記入し、寄附金の受領証等を申告書に添付してください。
ふるさと納税(地方自治体に対する寄附)や災害に係る義援金などは「都道府県、市町村分」にあたります。
ふるさと納税についてワンストップ特例の申請をされている方は、市民税・県民税申告書を提出された場合、ワンストップ特例の申請が無効になりますので、ふるさと納税に伴う寄附金の記載を忘れないようご注意ください。

所得控除の種類		所得控除の内容		控除額
障害者 控除	㉑	あなたやあなたの同一生計配偶者や扶養親族が、令和4年12月31日（年途中で死亡した場合は、その死亡の日）現在で次のいずれかに該当する場合の控除です。 障害の等級により控除される額が異なります。申告時に、身体障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書（高齢介護課又は各支所市民生活課で発行）等の提示が必要です。 なお、同一生計配偶者（納税義務者の所得金額が1,000万円以上で、生計を一にする配偶者の所得金額が48万円以下）及び16歳未満の扶養親族も対象となります。 ＜同一生計配偶者について障害者控除を申告する場合は、「㉑障害者控除」欄と「㉒～㉔配偶者控除～」欄に配偶者の氏名等を記入し、「□同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）」にチェックを入れてください。＞		
		●障害者控除 ○身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている人 ○福祉事務所長から障害者控除対象者認定書の交付を受けている人など		26万円
		●特別障害者の控除 障害者のうち、精神又は身体に次のような重度の障害のある人です。 ○身体障害者手帳に身体上の障害が1級又は2級と記載されている人 ○精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている人 ○療育手帳にA判定と記載されている人 ○その年の12月31日において引き続き6か月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で、複雑な介護を要する人		30万円
		●同居特別障害者の控除 特別障害者である扶養親族等のうち、あなたやあなたと生計を一にする親族等のいずれかと同居を常況としている人のことです。（老人ホーム等に入所している場合は同居ではありません）		53万円
配偶者 控除	㉒	令和4年12月31日（年途中で死亡した場合は、その死亡の日）現在、令和4年中の合計所得金額が48万円以下の生計を一にしている配偶者（他の納税者の扶養親族又は事業専従者を除く。）を有している場合の控除です。納税義務者の合計所得金額と配偶者の年齢により控除される額が異なります。		下表1 参照
配偶者 特別 控除	㉓	生計を一にする配偶者（他の納税者の扶養親族又は事業専従者を除く。）を有する人で、令和4年中の合計所得金額が1,000万円以下の人は、納税義務者の合計所得金額と配偶者の所得に応じて配偶者特別控除が受けられる場合があります。 ※配偶者特別控除の判定に用いる金額は、合計所得金額です。配偶者の方の収入が、給与や公的年金の場合の所得金額については、6ページの所得の速算表により求めてください。		下表2 参照
扶養 控除	㉔	令和4年12月31日（年途中で死亡した場合は、その死亡の日）現在、令和4年中の合計所得金額が48万円以下の生計を一にしている扶養親族を有している場合の控除です。扶養親族の年齢等により控除される額が異なります。		
		●16歳未満の扶養親族（平成19年1月2日以降に生まれた人）		控除なし
		●一般の扶養親族 （昭和28年1月2日から平成12年1月1日までと平成16年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた人）		33万円
		●特定扶養親族（平成12年1月2日から平成16年1月1日までに生まれた人）		45万円
		●老人扶養親族（昭和28年1月1日以前に生まれた人）		38万円
		●同居老親等扶養親族 同居老親等とは、老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属（父母や祖父母など）で、かつ、あなたかあなたの配偶者のいずれかと同居を常況としている人のことです。		45万円
基礎 控除	㉕	基礎控除はすべての方に適用されます。令和4年度より合計所得金額が2,400万円を超える個人については、控除額が43万円から通減し、2,500万円を超える場合は、控除の適用はありません。		43万円
所得控除の種類		所得控除の内容・控除額		添付書類
雑損 控除	㉖	内容	火災、風水害又は盗難、横領などにより生活用資産（住宅・家財等）に損害を受けたときや災害関連支出（例えば焼失した家屋の取り壊し費用、土砂等を除去する費用など）があるときの控除です。	災害の場合 消防署長の 証明書等
		控除額	①と②のうち、いずれか多い方の金額 ①〔損失額－保険金等で補てんされる金額〕－〔総所得金額等の合計額〕×10％ ②災害関連支出－5万円	盗難等の 場合 警察への 届出証明書
医療費 控除	㉗	内容	令和4年1月から12月までにあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために一定額以上支払った医療費があるときの控除です。 ※控除額の詳しい計算方法や、セルフメディケーション税制については9ページをご覧ください。	医療費控除 の明細書 （※詳細は 9ページ 参照）
		控除額	〔支払った医療費の総合計額－保険金等で補てんされる金額〕 －〔10万円〕または「総所得金額等の5％」のいずれか少ない方の金額 ※控除の限度額は200万円です。	

表1【配偶者控除一覧表】

（単位：万円）

申告する納税義務者の所得金額	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1000万円以下
一般の控除対象配偶者：70歳未満（昭和28年1月2日以降に生まれた人）	33万円	22万円	11万円
老人の控除対象配偶者：70歳以上（昭和28年1月1日以前に生まれた人）	38万円	26万円	13万円

※合計所得金額が1,000万円を超える方は、配偶者控除および配偶者特別控除は適用されません。

表2【配偶者特別控除一覧表】

（単位：万円）

		申告する納税義務者の所得金額		
		900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1000万円以下
配偶者の所得金額	48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円

〔令和4年中に収入がなかった人の申告について〕

収入がなかった方でも、各種税証明、国民健康保険料等の算定、公営住宅の手続き等で申告書の提出が必要になることがあります。

- ①申告書表面中央右部の「2. 所得金額 合計⑫」に「0円」を記入
- ②申告書裏面下部の「●前年中(令和4年中)課税収入のなかった人・・・」の欄に該当する生活状況等を記入
- ③申告書表面上部に署名のうえ、申告書を提出してください。

令和5年度 市 民 税 申 告 書										整理番号																	
津山市長 殿		現住所 津山市山北520番地				業種又は職業																					
1月1日現在の住所		同上				電 話 番 号		0868-32-2015																			
提出年月日 年 月 日		氏 名 津山 梅子				個人番号		1 7 3 2 0 5 0 8 0 7 5 6																			
5 2 20		明・大(印) 27・2・22 世帯主の氏名 津山 次郎				続柄		妻																			
<table border="1"> <tr> <td>⑪ 扶養</td> <td>フリガナ</td> <td>氏 名</td> <td>生年月日</td> <td>世帯主</td> <td>同居・別居</td> <td>控除額</td> <td>万円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>梅子</td> <td>梅子</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										⑪ 扶養	フリガナ	氏 名	生年月日	世帯主	同居・別居	控除額	万円	1	梅子	梅子						合 計 ⑫ 0	
⑪ 扶養	フリガナ	氏 名	生年月日	世帯主	同居・別居	控除額	万円																				
1	梅子	梅子																									
●前年中(令和4年中)課税収入のなかった人は下の欄に記入してください。(非課税証明書等の発行や国民健康保険料の算定の際の資料となります。) (1)あなたが学生の場合(令和5年1月1日現在で記入してください。) (2)あなたが学生でない場合(令和5年1月1日現在で記入してください。) 学校名 〇〇大学 2 年次(在学開始年 月) 受給期間 令和4年1月1日から令和5年3月31日まで 受給額 600,000 円 (3)失業中で雇用保険(失業保険)を受給していた場合 受給期間 令和4年1月1日から令和5年3月31日まで 受給額 600,000 円 (4)あなたが働かずに扶養されていた場合(扶養を受けていた場合も含む。) (5)あなたが働かずに扶養されていた場合(扶養を受けていた場合も含む。) 住所 津山市山北520 世帯主 津山 次郎 種類 遺族年金 受給先 日本年金機構 年間受給額 1,100,000 円 氏名 津山 三郎 続柄 父 仕送り金額等 円 (6)その他参考事項(前年の生活状況などを記入してください。) 就職活動中のため、就労により生計していた																											

➡ ① 表・上部

➡ ② 表・中央部

➡ ③ 裏・下部

〔医療費控除の申告について〕

○医療費控除とは

令和4年1月から12月までにあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために一定額以上支払った医療費があるときの控除です。(※申告することで医療費が還ってくるわけではありません)

健康増進や疾病予防など、怪我や病気の治療のためではない費用は、医療費控除の対象にはなりません。

○控除額の計算

〔支払った医療費の総合計額－保険金等で補てんされる金額〕－〔「10万円」または「総所得金額等の5%」〕＝医療費控除額(最高200万円)

※総所得金額等が200万円未満の方は、10万円ではなく、総所得金額等の5%を差し引きします。

○保険金等で補てんされる金額(補てん金)とは

生命保険契約、損害保険契約、健康保険法の規定に基づき受け取った保険金や給付金のことです。
入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費などが該当します。出産手当金は含まれません。

○医療費控除の申告に必要なもの

1. 医療費控除の明細書…支払った医療費を、医療を受けた人ごと・病院ごとに計算した用紙。計算・記入は申告者が行います。医療費の領収書は、ご自宅等で5年間保管する義務があります。領収書を「医療費控除の明細書」の代わりにすることはできません。
2. 医療費通知…医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類(国民健康保険組合の「医療費のお知らせ」など)。医療費通知に記載されている医療費については、領収書の保管は不要です。
3. その他必要な証明書(おむつ使用証明など)…おむつ使用証明書は、高齢介護課で発行しています。

医療費控除の対象になるもの(例)	医療費控除の対象にならないもの(例)
・診療や治療のために支払った費用、入院代、入院時の食事代 ・出産のための分娩費用や入院費用、妊婦の定期検診 ・虫歯の治療、金歯、総入れ歯、子どもの歯科矯正の費用 ・風邪薬、下痢止め薬など治療に必要な薬の購入費用 ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの利用料金のうち、介護サービス費、食費、居住費(特別養護老人ホームの場合は半額が対象) ・6か月以上寝たきりの人のおむつ代(「おむつ使用証明書」が必要) ・通院のための公共交通機関の利用料金	・入院時の差額ベッド代、文書料、介護食、介護寝具の費用 ・健康維持のための整骨院等での施術費用(慢性的な肩こり、腰痛等)、美容整形手術の費用 ・インフルエンザ等の予防接種、健康診断、人間ドックの費用 ・マスク、消毒液、うがい薬、虫よけスプレー、体温計、子どものおむつなどの購入費用 ・治療のためではない眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器の購入費用 ・タクシー代(公共交通機関を利用できない場合を除く) ・自家用車のガソリン代や駐車料金 ・ショートステイ(短期入所生活介護)の費用 ・福祉用具の貸与 ・自宅のバリアフリー化のための工事費用

〔セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について〕

○セルフメディケーション税制とは

次の条件をすべて満たす方について、対象医薬品の購入金額の合計のうち、12,000円を超える金額が控除されます。この特例制度の適用を受ける場合は、従来の医療費控除の適用は受けられません。

- ・健康の維持増進および疾病の予防のために予防接種や、定期健康診断等の「一定の取り組み」を行ったこと。
- ・令和4年1月から12月までに、あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、「スイッチOTC医薬品等(※)」を購入したこと。なお、一定の取り組みにかかった費用は控除額に算入できません。

※スイッチOTC医薬品とは、医師によって処方される医薬品から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品。なお、令和4年の1月1日からスイッチOTC医薬品以外にも控除対象となる医薬品が追加されました。対象医薬品は、ドラッグストアのレシート等に控除の対象であることが記載されています。

○控除額の計算

(1年間に購入した対象医薬品の購入額の合計)－12,000円＝医療費控除の特例の控除額(最高8万8千円)

○医療費控除の特例の申告に必要なもの

1. セルフメディケーション税制の明細書

※「一定の取り組み」を行ったことの方の分かる書類(職場で受けた健康診断の結果通知、インフルエンザの予防接種の領収書等)は、ご自宅等で5年間保管する義務があります。

令和5年度申告相談日程・会場

受付時間		旧市内・市内全域		勝北・加茂・阿波		久米					
9時～16時 (全会場同じ)		会場	対象地区	会場	対象地区	会場	対象地区				
2月16日	木	市役所本庁2階大会議室	城東・城南・中央	休み		久米支所	久米	坪井下			
2月17日	金		鶴城・城北・城西 (小田中を除く)					坪井上・中北上			
2月18日	土		休み					休み			
2月19日	日		<市内全域>					宮部上・宮部下			
2月20日	月		志戸部・勝部・靱保	勝北保健福祉センター	勝北			中北下・神代			
2月21日	火		紫保井・大田・沼・弥生町					南方中・一色			
2月22日	水		川崎・野介代・福岡					休み			
2月23日	木		休み					領家・宮尾			
2月24日	金		北園町・山北					休み			
2月25日	土		休み					久米川南・戸脇・福田下			
2月26日	日		<市内全域>					桑下・桑上・里公文・里公文上			
2月27日	月		総社・小原					八社・油木下・油木上・油木北			
2月28日	火		二宮・院庄					休み		※注意事項 ・土曜日の申告相談は、すべての地区で休み。 ・2月23日（木）は祝日のため、休み。 ・来庁時には必ずマスクを着用してください。 ・発熱等の症状がある方や体調の優れない方は、無理をせずに、後日あらためて来場していただくようお願いします。 ・混雑防止のため、地区ごとの日程・会場での申告にご協力いただきますようお願いします。	
3月1日	水		小田中・上河原								
3月2日	木		高倉・河辺	加茂町公民館				加茂	上加茂地区		
3月3日	金		佐良山・福南			休み					
3月4日	土		休み			新加茂地区					
3月5日	日		<市内全域>			西加茂地区					
3月6日	月		一宮・高田			東加茂地区					
3月7日	火		林田・田邑	休み							
3月8日	水		神庭・成名・滝尾								
3月9日	木		高野・広野・大崎								
3月10日	金		<市内全域>	出張所	阿波	阿波	下沢・西谷・中土居・大畑				
3月11日	土		休み				尾所・大杉・大高下・竹之下				
3月12日	日		<市内全域>				休み				
3月13日	月										
3月14日	火										
3月15日	水										